

渋谷区告示第百八十八号

マンションの建替えの円滑化等に関する法律（平成十四年法律第七十八号）第九条第一項の規定に基づき、宮益坂ビルディングマンション建替組合の設立を認可したので、同法第十四条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十五年八月一日

渋谷区長 桑原敏武

一 組合の名称

宮益坂ビルディングマンション建替組合

二 施行マンションの名称及びその敷地の区域

ア 名 称 宮益坂ビルディング

イ 敷地の区域 渋谷区渋谷二丁目十九番四

三 施行再建マンションの敷地の区域

渋谷区渋谷二丁目十九番四

四 事業施行期間

認可日から平成二十九年六月三十日まで

五 事務所の所在地

東京都新宿区西新宿二丁目三番一号 旭化成不動産レジデンス株式会社開発営業本部内

六 設立認可の年月日

平成二十五年八月一日

七 事業年度

毎年四月一日から翌年三月三十一日まで

八 公告の方法

事務所の掲示板に掲示し、特に必要があるときは官報又は公報に掲載して行う。

九 権利変換又は借家権の取得を希望しない旨の申出をすることができる期限

平成二十五年八月三十日